

家畜衛生だより

From 中央家保 牛・豚・鶏用

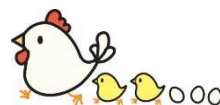
千葉県中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

飼料添加物「テトラサイクリン系物質」の 指定取り消しについて



令和元年12月27日からテトラサイクリン系物質
(「アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラ
サイクリン」及び「クロルテトラサイクリン」)の飼料添加物
としての指定が取り消され、その使用が禁止されます。

在庫が残っている場合には使い切るようにしてください。また、12月27日以降にテトラサイクリン系物質を含有する飼料を使用すると飼料安全法違反となりますのでご注意ください。



参考

農林水産省から

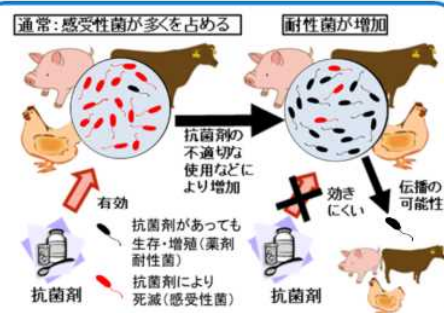
飼料添加物「テトラサイクリン系物質」の指定取消しについて

—薬剤耐性対策を進めるため、抗菌性飼料添加物の指定を見直していきます—

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

薬剤耐性対策の推進

抗菌剤の使用により増加した**薬剤耐性菌**(**抗菌剤が効かない細菌**)は、**人や家畜の治療を困難**にします。この問題は国際的な重要課題となっており、わが国も「**薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン**」を策定し、政府として薬剤耐性対策の取組みを進めているところです。



薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は動物用医薬品のほか、家畜の増体や飼料効率の向上のために飼料に混ぜて与える飼料添加物として、使用されています。家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

飼料添加物のリスク管理措置について

農林水産省では、食品安全委員会のリスク評価において家畜での使用により人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた抗菌剤については、飼料添加物としての指定の取消を行っています。

そのため、テトラサイクリン系物質*については、飼料添加物としての指定を取消し、使用を禁止します（令和元年12月27日予定）。



また、抗菌性飼料添加物の使用を禁止した時に農家段階で当該飼料添加物添加飼料が残らないよう、販売店や農家での在庫を使い切ることが必要です。

使用禁止後、当該抗菌性飼料添加物を含有する飼料を使用すると飼料安全法違反となりますので、ご注意ください。

*：アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリン



国産畜産物に対する消費者の皆様の信頼に応え、また家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

薬剤耐性対策の詳細は、農林水産省HP及びyoutube（動画）に掲載しています。

農林水産省 抗菌性物質

検索

農林水産省 AMR 動画

（動画）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>

（動画） http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/amr_movie.html



お問い合わせは千葉県中央家畜保健衛生所まで
TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090